# 愛知県土壌汚染対策指針(抄)

# 第1 略

# 第2 土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の状況等の調査

- 1 略
- 2 汚染の状況の調査

条例第39条第1項から第4項まで及び第39条の2第2項の規定により行う調査(以下「概 況調査」という。)は、次のとおり行うものとする。なお、概況調査は、指定調査機関に委託 して行うことが望ましい。

また、自主調査を行おうとする者は、特別の定めがある場合のほか、概況調査に準じて自主調査を行うことが望ましい。

(1) 概況調査の対象となる特定有害物質

概況調査の対象となる特定有害物質(以下「調査対象物質」という。)は、次に掲げる 概況調査の区分ごとにそれぞれ次に定めるとおりとする。

- ア 条例第39条第1項及び第2項の規定により行う調査 特定有害物質等取扱事業者が取り扱い、又は取り扱っていた特定有害物質とする。
- イ 条例第39条第3項及び第4項並びに第39条の2第2項の規定により行う調査 報告を求められた特定有害物質とする。

自主調査については、1の方法に準じて調査を行った結果、土壌又は地下水の汚染のおそれがあると認められる特定有害物質とする。なお、汚染のおそれの有無を推定するために有効な情報を入手することが困難である場合は、自主調査を行おうとする土地の土壌又は地下水の状況を代表すると認められる1以上の地点において特定有害物質による汚染の状況を調査することにより、調査対象物質を選定することとしても差し支えない。

なお、次の表の左欄に掲げる特定有害物質については、当該特定有害物質が土壌中で分解して生成されるおそれのある同表の右欄に掲げる特定有害物質についても調査対象物質とする。

# 特定有害物質及びその分解生成物

四塩化炭素	ジクロロメタン
テトラクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロ
	エチレン及びトリクロロエチレン
トリクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン及び1,2-ジクロ
	ロエチレン
1, 1, 1-トリクロロ	クロロエチレン及び1,1-ジクロロエチレン
エタン	
1, 1, 2-トリクロロ	クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエ
エタン	チレン及び1,2-ジクロロエチレン

1,2-ジクロロエチ	クロロエチレン
レン	
1,1-ジクロロエチ	クロロエチレン
レン	

### (2) 概況調査の対象となる土地

概況調査の対象となる土地(以下「調査対象地」という。)は、次に掲げる概況調査の 区分ごとにそれぞれ次に定めるとおりとする。

ア 条例第39条第1項及び第2項の規定により行う調査

特定有害物質等取扱事業所の敷地である土地であって、特定有害物質等取扱事業者以 外の者が管理する土地により隔てられていない一連の土地とする。

イ 条例第39条第3項及び第4項並びに第39条の2第2項の規定により行う調査 報告を求められた土地とする。

自主調査については、自主調査を行おうとする土地とする。

# (3)調査対象地の区分の分類

調査対象地を次に掲げる三つの区分に分類する。分類に当たっては、調査対象地の利用 状況、現在取り扱い、又は過去に取り扱っていた特定有害物質等の使用、製造、処理又は 保管の状況その他の調査対象地における土壌又は地下水の特定有害物質による汚染のおそ れの有無を推定するために有効な情報を台帳類、資料、聴取り等により容易に入手するこ とができると認められる範囲内で把握するものとする。

ア 当該土地が特定有害物質等取扱事業所において事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、特定有害物質により汚染された土壌又は地下水が存在するおそれがないと認められる土地(以下「その他の区分地」という。)

土地の用途としては、従業員の福利厚生目的等事業目的の達成以外のために利用している土地である。具体的には、専ら次のような用途のみに利用されていた土地が該当する。

例:山林、緩衝緑地、従業員の居住施設や駐車場、グラウンド、体育館、未利用地等なお、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第12条の4の環境省令で定める基準に適合する法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設(水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成23年法律第71号)の施行の際現に設置されているもの(設置の工事がされているものを含む。)を除く。)において水質汚濁防止法第14条第5項の規定による点検が適切に行われることにより、調査対象物質を含む水が地下に浸透したおそれがないことが確認できた場合にあっては、当該有害物質使用特定施設における地下浸透防止措置が行われている範囲の土地について、当該有害物質使用特定施設に起因する土壌又は地下水の汚染が存在するおそれがない土地と認められる。

イ 当該土地が特定有害物質等取扱事業所において調査対象物質の使用等(使用、製造又は処理をいう。以下同じ。)に係る事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、特定有害物質により汚染された土壌又は地下水が存在するおそれが少ないと認め

られる土地(以下「第二調査区分地」という。)

土地の用途としては、事業目的の達成のために利用している土地であって、調査対象物質の使用等に係る事業の用に供されている施設及びその関連施設等の敷地以外の土地や、調査対象物質の埋設等(埋設、飛散、流出又は地下への浸透をいう。以下同じ。)がないことが確認された土地である。具体的には、専ら次のような用途のみに利用されていた土地で、直接に特定有害物質等の埋設等、使用等又は貯蔵等(貯蔵又は保管をいう。以下同じ。)をしていない土地が該当する。

例:事務所(就業中の従業員が出入りすることができるものに限る。)、作業場、資材 置場、倉庫、従業員用・作業者用通路、事業用の駐車場、中庭等の空き地(就業中の 従業員が出入りすることができるものに限る。)、複数の工場棟を有する場合におい て特定有害物質等の使用施設と一連の生産プロセスを構成していない工場棟の敷地等 ウア及びイに掲げる土地以外の土地(以下「第一調査区分地」という。)

特定有害物質により汚染された土壌又は地下水が存在するおそれが比較的多いと認め られる土地であり、例えば、次のような土地が想定される。

例:特定有害物質等の埋設等が行われた土地、特定有害物質等の使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地、当該施設とつながっている配管、当該施設と配管でつながっている施設及びその建物、特定有害物質等の使用等又は貯蔵等を行っていた施設及びその関連施設の排水管及び排水処理施設の敷地等

# (4) 概況調査の方法

次の表に掲げる特定有害物質の区分に応じ、それぞれ同表に定める方法その他同等以上 と認められる方法により実施する。

特定有害物質の区分に応じた概況調査の方法

特定有害	第1種特定有害物質(クロロエ	第2種特定有害物質	第3種特定有害物質
物質の区	チレン、四塩化炭素、1,2-	(カドミウム及びその	(シマジン、チオベン
分	ジクロロエタン、1,1-ジク	化合物、六価クロム化	カルブ、チウラム、ポ
	ロロエチレン、1,2-ジクロ	合物、シアン化合物、	リ塩化ビフェニル及び
	ロエチレン、1,3-ジクロロ	水銀及びその化合物、	有機りん化合物(パラ
	プロペン、ジクロロメタン、テ	セレン及びその化合	チオン、メチルパラチ
	トラクロロエチレン、1,1,	物、鉛及びその化合物、	オン、メチルジメトン
	1-トリクロロエタン、1,1,	砒素及びその化合物、	及びEPNに限る。)
	2-トリクロロエタン、トリク	ふっ素及びその化合物	をいう。以下同じ。)
	ロロエチレン及びベンゼンを	並びにほう素及びその	
	いう。以下同じ。)	化合物をいう。以下同	
		じ。)	
分析内容	土壌中の気体(以下「土壌ガス」	土壌溶出量及び土壌に	土壤溶出量
	という。)(土壌ガスの採取が	含まれる特定有害物質	
	困難であると認められる場合	の種類ごとの量(以下	

にあっては、地下水)に含まれ る特定有害物質の種類ごとの 量。ただし、土壌ガス調査(土 壌ガスの採取及び当該土壌ガ スに含まれる特定有害物質の 種類ごとの量の測定をいう。以 下同じ。) により調査対象物質 が検出され、又は地下水から検 出された調査対象物質が地下 水基準に適合しなかった場合 及び土壌ガス調査を省略した 場合(土壌ガスの採取が困難で あると認められる場合におけ る地下水の採取及び当該地下 水に含まれる特定有害物質の 種類ごとの量の測定を省略し た場合を含む。以下同じ。) に あっては、土壌に水を加えた場 合に溶出する特定有害物質の 種類ごとの量(以下「土壌溶出 量」という。)。

「土壌含有量」とい う。)

分析方法 土壌ガス又は地下水に含まれる特定有害物質の種類ごとの量にあっては土壌汚染 対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「法施行規則」という。) 第6条第2項第2号に規定する環境大臣が定める方法、土壌溶出量にあっては同 条第3項第4号に規定する環境大臣が定める方法、土壌含有量にあっては同条第 4項第2号に規定する環境大臣が定める方法

単位区画 ア 調査は、調査対象地を区画して行う。

の設定

- イ 区画は、調査対象地の最も北にある地点(当該地点が複数ある場合にあって は、そのうち最も東にある地点。以下「起点」という。) を通り東西方向及び 南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10メートル間隔で引いた線により 設定する。ただし、区画された調査対象地(以下「単位区画」という。)の数 が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなる ように回転させて得られる線により単位区画を設定することができる。
- ウ イの場合において、隣接する単位区画の面積の合計が130平方メートルを超え ないときは、一つの単位区画とすることができる。ただし、当該一つの単位区 画を当該調査対象地を区画する線に垂直に投影したときの長さは、20メートル を超えてはならない。
- エ 調査対象地が複数あるときは、イ本文にかかわらず、当該複数ある調査対象

地の起点のうち最も北にあるもの(当該最も北にある起点が複数ある場合にあ っては、そのうち最も東にあるもの)を通り東西方向及び南北方向に引いた線 並びにこれらと平行して10メートル間隔で引いた線により当該複数ある調査対 象地を区画することができる。

オ 調査対象地の区域内において、過去に行った調査があるときは、イ本文にか かわらず、当該過去に行った調査の起点を通り東西方向及び南北方向に引いた 線並びにこれらと平行して10メートル間隔で引いた線により調査対象地を区 画することができる。

# の設定

30メー 調査対象地を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して30メー トル区画 トル間隔で引いた線により分割された調査対象地のそれぞれの部分(以下「30 メートル区画」という。)を設定する。

# 分

単位区画 間査対象地を、第一調査区分地を含む単位区画(以下「第一調査区分区画」とい の調査区│う。)、第二調査区分地を含む単位区画(第一調査区分区画を除く。以下「第二 調査区分区画」という。)及びこれら以外の単位区画のいずれかに分類する。

# の選定

調査区画 第一調査区分区画にあっては、 全てを調査区画として選定す る。

> 30メートル区画内に第二調 査区分区画が含まれている場 合にあっては、30メートル区 画の中心が調査対象地の区域 内にある場合は当該30メー トル区画の中心を含む単位区 画を、30メートル区画の中心 が調査対象地の区域内にない 場合は当該30メートル区画 内にある第二調査区分区画の うちいずれか1区画を調査区 画として選定する。

なお、土壌ガス調査を省略した 場合は、第一調査区分区画及び 第二調査区分区画の全てを調 査区画として選定する。

第一調査区分区画にあっては、全てを調査区画と して選定する。

30メートル区画内にある第二調査区分区画が 6区画以上ある場合にあっては当該30メート ル区画内にある第二調査区分区画のうちいずれ か5区画を、30メートル区画内にある第二調査 区分区画が5区画以下である場合にあっては当 該30メートル区画内にある全ての第二調査区 分区画を調査区画として選定する。

ただし、条例第39条の2第2項の規定により調査を行う場合であり、かつ、単位 区画において行われる土地の形質の変更(同条第1項に規定する土地の形質の変 更をいう。以下同じ。)に係る部分のうち最も深い位置の深さ(以下「最大形質 変更深さ」という。)より1メートルを超える深さにのみ汚染のおそれが生じた 場所の位置がある場合には、当該単位区画(土壌ガス調査を行う場合であり、か

つ、30メートル区画内の第二調査区分区画のうち少なくとも一の第二調査区分区 画において地表から最大形質変更深さより1メートル以内の深さに汚染のおそれ が生じた場所の位置があるときには、当該30メートル区画の中心を含む単位区画 を除く。) について調査の対象としないことができる。

試料採取|調査区画の中心(第一調査区分区画において汚染された土壌又は地下水が存在す 及び測定 るおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意 の地点。以下「試料採取地点」という。)とする。ただし、試料採取地点の傾斜 が著しいことその他の理由により試料を採取することが困難であると認められる 場合には、当該試料採取地点を含む単位区画における調査対象地に係る任意の地 点を試料採取地点とすることができる。

> 土壌ガス調査により調査対象物 質が検出された試料採取地点が あるとき、又は地下水から検出 された調査対象物質が地下水基 準に適合しなかった試料採取地 点があるときは、これらの試料 採取地点を含む単位区画が連続 する範囲(以下「検出範囲」と いう。)ごとに、汚染された土 壌又は地下水が存在するおそれ が当該検出範囲内で連続する他 の単位区画と比較して多いと認 められる単位区画の地点(以下 「代表地点」という。) におい て、次に掲げる特定有害物質の 種類ごとに、試料の採取及び測 定を行うものとする。

- ア 当該代表地点において、気 体から検出された調査対象物 質又は地下水から検出され、 かつ、地下水基準に適合しな かった調査対象物質
- イ アに掲げる調査対象物質が 使用等特定有害物質(調査対 象地において特定有害物質の 使用等その他の行為により当 該調査対象地の土壌の汚染状 態が十壌溶出量基準に適合し

ていないと認められる特定有 害物質の種類又は適合してい ないおそれがあると認められ る特定有害物質の種類をい う。以下同じ。) であり、か つ、当該使用等特定有害物質 が第2の2(1)特定有害物質及 びその分解生成物の表の左欄 に掲げる特定有害物質の種類 のいずれかに該当する場合に あっては、当該特定有害物質 の種類の区分に応じ、それぞ れ同表の右欄に掲げる特定有 害物質の種類

ウ アに掲げる調査対象物質が 第2の2 (1)特定有害物質及 びその分解生成物の表の右欄 に掲げる特定有害物質の種類 であり、かつ、当該特定有害 物質に係る使用等特定有害物 質が同表の左欄に掲げる特定 有害物質の種類のいずれかに 該当する場合にあっては、同 表の当該該当する特定有害物 質の種類の項の左欄及び右欄 に掲げる特定有害物質の種類 (アに掲げるものを除く。)

方法

試料採取 土壌ガス調査にあっては、試料 採取地点の土壌に直径15ミ リメートルから30ミリメー トル程度まで、深さ0.8メー トルから1メートルまでの穴 をあけ、土壌ガスを吸引して採 取したものを試料とする。な お、土壌ガスの採取が困難であ ると認められる場合にあって は、適切に採取することができ る方法により地下水を採取す

試料採取地点の汚染のおそれが生じた場所の位 置が明らかである場合(汚染のおそれが生じた場 所の位置が地表と同一の位置にある場合を除 く。)には、当該汚染のおそれが生じた場所の位 置から深さ50センチメートルまでの土壌(地表 から深さ 10 メートルまでにある土壌に限る。) 又は汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と 同一の位置にある場合若しくは汚染のおそれが 生じた場所の位置が明らかでない場合には、地表 から深さ5センチメートルまでの土壌(以下「表 層の土壌」という。)及び深さ5センチメートル

る。

土壌ガス調査により調査対象 物質が検出され、又は地下水か ら検出された調査対象物質が 地下水基準に適合しなかった 場合及び土壌ガス調査を省略 した場合にあっては、法施行規 則第8条第2項第1号に定め る方法に準じ、土壌の採取を実 施する。

から50センチメートルまでの土壌を採取し、こ れらの土壌を同じ重量混合する。ただし、条例第 39条の2第2項の規定により調査を行う場合に は、最大形質変更深さより1メートルを超える深 さの位置にある土壌の採取を行わないことがで きる。なお、30メートル区画内の2以上の第二 調査区分区画が調査区画である場合については、 当該2以上の第二調査区分区画ごとに当該方法 により採取され、又は混合された土壌をそれぞれ 同じ重量混合する。

# 加

第二調査 30メートル区画内の調査に 区分区画 おいて土壌ガス調査により調 における 査対象物質が検出され、又は地 調査の追 下水から検出された調査対象 物質が地下水基準に適合しな かった場合は、当該30メート ル区画内にある単位区画(単位 区画の全ての区域がその他の 区分地である場合を除く。)で あって、調査区画でないものに ついても調査を行う。

30メートル区画内の第二調査区分区画におい て採取された試料に含まれる調査対象物質が土 壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなか った場合は、当該30メートル区画内の全ての第 二調査区分区画についても調査を行う。

過去に行| 過去にこの指針に基づく土壌汚染等調査と同等程度の精度を保って土壌又は地下 われた調 水の汚染の調査が行われたと認められる場合であって、当該調査の後に新たな汚 査の結果│染が生じたおそれがないと認められるときは、当該調査の結果をこの指針に従い 行った調査の結果とみなすことができる。

# 例

の利用

調査の特 条例第39条第3項及び第4項の規定により行う調査で、土壌汚染等対策基準に 適合しないとみなされる単位区画がない場合には、追加して土壌又は地下水の汚 染が存在する可能性が高い場所1地点でボーリングによる土壌又は地下水の調査 を行うことが望ましい。その調査方法については、第4の1(3)の表に掲げる 方法を準用する。

> 調査対象地における土壌の採取が容易でないと認められること等により、調査対 象地にある地下水を調査しようとする場合は、調査対象地において土壌又は地下 水の汚染が存在するおそれが多いと認められる地点において、最も浅い位置にあ る地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の種類ごとの量を測定す るものとする。なお、この特例により地下水のみを調査した場合であって、地下 水が地下水基準に適合しなかったときは、速やかに土壌の調査を行うことが望ま しい。

# (5) 試料採取等結果の評価

- ア 土壌ガス調査により調査対象物質が検出され、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しなかった場合であって、代表地点において土壌溶出量の測定をした結果、土壌の特定有害物質による汚染状態が次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するときは、当該土壌ガス調査を行った検出範囲の区域について、それぞれ(ア)又は(イ)に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。
  - (ア) 少なくとも一の代表地点において土壌溶出量基準に適合しなかったとき ((イ) に掲げるときを除く。) 土壌溶出量基準
  - (イ) 少なくとも一の代表地点において別表1の左欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準(以下「第二溶出量基準」という。)に適合しなかったとき 第二溶出量基準
- イ アにかかわらず、検出範囲内の地点において、土壌溶出量の測定をした結果、土壌の特定有害物質による汚染状態が次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するときは、当該地点を含む単位区画において当該調査対象物質についてそれぞれ(ア)から(ウ)までに定める単位区画とみなす。
  - (ア) 土壌溶出量基準に適合しなかったとき ((イ)に掲げるときを除く。) 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある単位区画
  - (イ)第二溶出量基準に適合しなかったとき 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある単位区画
  - (ウ) 土壌溶出量基準に適合したとき 土壌溶出量基準に適合した単位区画
- ウ 土壌溶出量の調査又は土壌含有量の調査において当該調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するときは、当該調査を行った単位区画の区域を、当該調査対象物質についてそれぞれ(ア)から(ウ)までに定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。
  - (ア) 土壌溶出量基準に適合しなかったとき (イに掲げるときを除く。) 土壌溶出量基 準
  - (イ) 第二溶出量基準に適合しなかったとき 第二溶出量基準
  - (ウ) 土壌含有量基準に適合しなかったとき 土壌含有量基準

# 第3 土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の拡散の防止のための応急の措置

条例第40条第1項から第3項までの規定による応急の措置(以下「応急の措置」という。)は、基準不適合土壌(土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌をいう。以下同じ。)の飛散、揮散又は流出(以下「飛散等」という。)の防止や、雨水により特定有害物質が溶け出し、地下水の汚染が生じないようにするため、次の表に定める措置について必要に応じ実施する。なお、条例第45条第1項の規定による報告を行う場合についても、必要に応じ応急の措置を実施することが望ましい。

応急の措置

- 1 土壌溶出量基準又は地下水基準に適合しない場合
  - (1) 不透水シート、アスファルト舗装等による雨水の遮断
  - (2) 土壌・地下水等のモニタリング
  - (3) 周辺飲用井戸管理者への通報・周知
  - (4) 遮水壁の設置及び地下水揚水による汚染の拡散防止
  - (5) その他必要と認められる事項
- 2 土壌含有量基準に適合しない場合
  - (1)シート等による基準不適合土壌の被覆
  - (2) 防風ネットの設置
  - (3) 立入禁止柵の設置
  - (4) 種子吹きつけ工等の植栽工による基準不適合土壌の被覆
  - (5) その他必要と認められる事項

# 第4 土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の除去等の措置

条例第41条第1項の規定に基づき、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の除去、当該 汚染の拡散の防止その他必要な措置を定める土壌汚染等処理計画書の作成に必要な事項について、 次のとおり定める。

1 汚染の状況

基準不適合土壌の存在する範囲(平面及び深さ)及び地下水の汚染の状況を確認するための 調査(以下「詳細調査」という。)を次のとおり実施する。

- (1) 詳細調査の対象となる特定有害物質 条例第41条第1項の規定による措置命令の対象とされた特定有害物質とする。
- (2) 詳細調査の対象となる土地 条例第41条第1項の規定による措置命令の対象とされた土地とする。
- (3) 詳細調査の方法 ボーリングによる調査とし、次の表に掲げる方法により実施する。

# ボーリング調査

分析内容	ア 深度別の土壌溶出量(第2種特定有害物質については、土壌含有量を含
	む。)
	イ 帯水層の特定有害物質に係る地下水の汚染の状況
	ウ 地層の状況
	エ 地下水位の状況
分析方法	土壌溶出量にあっては法施行規則第6条第3項第4号に規定する環境大臣が
	定める方法、土壌含有量にあっては同条第4項第2号に規定する環境大臣が
	定める方法、地下水に含まれる特定有害物質の種類ごとの量にあっては同条
	第2項第2号に規定する環境大臣が定める方法

平面範囲	第2の2の概況調査の方法により実施し、汚染の除去等の措置を実施する区
	域(以下「処理区域」という。)を適切に設定することができるよう、対象
	地の面積及び概況調査の結果を考慮し、単位区画ごとに設定することを原則
	とする。また、第1種特定有害物質の場合は、土壌ガスが検出されたすべて
	の単位区画ごとに設定する。
調査深度	原則として10メートルとする。ただし、10メートル以内に帯水層の底面
	がある場合は、当該底面より深い位置を除く。
	なお、当該深度まで調査した結果、基準不適合土壌が存在する範囲を確認す
	ることができない場合は、当該範囲を確認することができるまでの深度とす
	る。
試料採取方法	ア 次に掲げる土壌を採取する。
	(ア) 第1種特定有害物質については、汚染のおそれが生じた場所の位置
	(複数の深度に認められる場合は、それぞれの位置とする。以下この(ア)
	及び(イ)において同じ。)の土壌及び汚染のおそれが生じた場所の位
	置から深さ50センチメートルの土壌(汚染のおそれが生じた場所の位
	置が地表と同一の位置にあり、又は明らかでない場合にあっては、表層
	の土壌及び地表から深さ50センチメートルの土壌)
	(イ) 第2種特定有害物質又は第3種特定有害物質については、汚染のお
	それが生じた場所の位置から深さ50センチメートルまでの土壌(汚染
	のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にあり、又は明らかで
	ない場合にあっては、表層の土壌及び地表から深さ5センチメートルか
	ら50センチメートルまでの土壌)
	(ウ) 地表から深さ1メートル以上の深度について1メートルごとの土壌
	(地表から汚染のおそれが生じた場所の位置(複数の深度に認められる
	場合は、最も浅い位置とする。)の深さまでの土壌を除く。)。ただし、
	外観等からみて汚染のおそれがある層については、採取間隔を狭めるこ
	と。
	(エ) 地表から深さ10メートル以内に帯水層の底面がある場合は、帯水
	層の底面の土壌
	なお、第2種特定有害物質又は第3種特定有害物質については、連続し
	た2以上の深度において特定有害物質による汚染が確認されない場合に
	は、それより深い位置の土壌の採取は不要とする。
	イ 地下水については、地下水の汚染の状況を的確に把握することができる
	と認められる地点のものを採取する。
概況調査の結	第2の2で実施した概況調査の結果は、その後に新たな汚染がないと認めら
果の利用	れる場合は、平面範囲の調査結果とみなすことができる。また、当該概況調
	査においてボーリング調査が行われ、その後に新たな汚染がないと認められ
	る場合は、当該ボーリング調査の結果をその単位区画の深度別の調査結果と

	みなすことができる。
調査の特例	土壌汚染等調査の結果、土壌含有量基準に適合せず、別表2に定める方法に
	よる舗装、立入禁止、区域外土壌入換え若しくは盛土のいずれかの措置を講
	ずるとき、又は土壌溶出量基準に適合せず、同表に定める方法による地下水
	汚染の拡大の防止若しくは地下水の水質の測定のいずれかの措置を講ずると
	きは、土壌の深度別の調査を省略することができる。

# 2 汚染の除去等の措置の対象とする土壌の範囲 詳細調査により確認された基準不適合土壌が存在する範囲とする。

# 3 汚染の除去等の措置の方法

処理区域における汚染の除去等の措置に当たっては、詳細調査の結果を整理し、次に掲げる 区分に従って適切な措置の方法を選定して実施する。また、基準不適合土壌を処理区域外へ搬 出する場合には、法第18条及び第20条の規定に準じ、搬出する基準不適合土壌が適正に運 搬及び処理をされるように努めるものとする。

# (1) 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地

次の表の第2欄に掲げる区分に応じ同表の第3欄に定めるところにより汚染の除去等の 措置を選定し、当該措置の種類ごとに別表2に定める方法により実施する。

土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地の汚染の除去等の措置

ア	第1種特定有害物質が第二溶出量	原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染
	基準に適合する汚染状態にある土	の拡大の防止又は土壌汚染の除去のいずれか
	地	を選定
1	第1種特定有害物質が第二溶出量	原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染
	基準に適合しない汚染状態にある	の拡大の防止又は土壌汚染の除去のいずれか
	土地	を選定
ウ	第2種特定有害物質が第二溶出量	原位置封じ込め、遮水工封じ込め、原位置不溶
	基準に適合する汚染状態にある土	化、不溶化埋戻し、遮断工封じ込め、地下水汚
	地	染の拡大の防止又は土壌汚染の除去のいずれ
		かを選定
エ	第2種特定有害物質が第二溶出量	原位置封じ込め、遮水工封じ込め、遮断工封じ
	基準に適合しない汚染状態にある	込め、地下水汚染の拡大の防止又は土壌汚染の
	土地	除去のいずれかを選定
オ	第3種特定有害物質が第二溶出量	原位置封じ込め、遮水工封じ込め、遮断工封じ
	基準に適合する汚染状態にある土	込め、地下水汚染の拡大の防止又は土壌汚染の
	地	除去のいずれかを選定
カ	第3種特定有害物質が第二溶出量	遮断工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止又は
	基準に適合しない汚染状態にある	土壌汚染の除去のいずれかを選定
	土地	

丰	地下水基準に適合しない地下水の	地下水の水質の測定を選定することができる。
	汚染が生じていないとき。	ただし、地下水の汚染が確認された場合には、
		速やかにアからカまでの区分に従った措置を
		講ずる。

# (2) 土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地

第2種特定有害物質が土壌含有量基準に適合しない場合は、次の表の第2欄に掲げる区分に応じ同表の第3欄に定めるところにより汚染の除去等の措置を選定し、当該措置の種類ごとに別表2に定める方法により実施する。

土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地の汚染の除去等の措置

г			
	ク	乳幼児の砂遊び若しくは土遊びに	土壌汚染の除去、舗装又は立入禁止のいずれか
		日常的に利用されている砂場若し	を選定
		くは園庭の敷地又は遊園地その他	
		の遊戯設備により乳幼児に屋外に	
		おいて遊戯をさせる施設の用に供	
		されている土地であって土地の形	
		質の変更が頻繁に行われることに	
		よりケ若しくはコに定める措置の	
		効果の確保に支障が生ずるおそれ	
		があると認められる土地	
	ケ	現に主として居住の用に供されて	土壌入換え、舗装、立入禁止又は土壌汚染の除
		いる建築物のうち地表から高さ5	去のいずれかを選定
		0 センチメートルまでの部分に専	
		ら居住の用に供されている部分が	
		あるものが建築されている区域の	
		土地であって、地表面を50セン	
		チメートル高くすることにより当	
		該建築物に居住する者の日常の生	
		活に著しい支障が生ずるおそれが	
		あると認められる土地(クに掲げ	
		る土地を除く。)	
Ī	コ	ク及びケに掲げる土地以外の土地	盛土、舗装、立入禁止、土壌入換え又は土壌汚
			染の除去のいずれかを選定
_			

# (3) 地下水基準のみに適合しない汚染状態にある土地

土壌が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する場合又は概況調査における調査の 特例により地下水のみを調査した場合であって、地下水が地下水基準に適合しないときは、 地下水汚染の拡大の防止又は地下水汚染の除去を選定し、別表2に定める方法により実施 する。

# 第5 土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の拡散を防止するための措置

条例第40条第4項から第7項までの規定に基づき、土壌又は地下水の特定有害物質による汚 染の拡散を確実に防止するために必要な措置(以下「拡散防止措置」という。)を講ずるに当た り必要な事項について、次のとおり定める。なお、法第6条第1項の規定により指定された同条 第4項に規定する要措置区域内の土地について、生活環境の保全上支障があると認められる場合 は、これに準じて拡散防止措置を講ずることが望ましい。

# 1 汚染の状況

詳細調査を次のとおり実施する。

(1) 詳細調査の対象となる特定有害物質

概況調査又は法第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査の結果が土壌汚染等対策基準 に適合していない特定有害物質とする。

(2) 詳細調査の対象となる土地 拡散防止措置が必要である範囲の土地とする。

### (3) 詳細調査の方法

ボーリングによる調査とし、第4の1(3)の表に掲げる方法により実施する。なお、 同表中「汚染の除去等の措置」とあるのは「拡散防止措置」と、「処理区域」とあるのは 「拡散防止措置区域」と読み替えるものとする。

2 拡散防止措置の対象とする土壌の範囲 詳細調査により確認された基準不適合土壌が存在する範囲とする。

# 3 拡散防止措置の方法

拡散防止措置区域における拡散防止措置に当たっては、詳細調査の結果を整理し、第4の3 による方法又は次の方法を選定して実施する。なお、第4の3中「汚染の除去等の措置」とあ るのは「拡散防止措置」と、「処理区域」とあるのは「拡散防止措置区域」と読み替えるもの とする。

# 拡散防止措置

に規定する土壌汚染状況調査の対 象となった土地である一連の土地 の周縁において地下水基準に適合 しない地下水の汚染が生じていな いとき。

当該概況調査又は法第2条第2項 地下水の下流側の当該土地の周縁における地 下水の水質の測定を選定することができる。 ただし、当該土地の周縁において地下水の汚 染が確認された場合には、第4の3(1)の 表のアからカまでの区分に従った措置を講ず る。

ただし、専ら自然的要因又は当該土地以外の土地からの汚染された地下水の拡散により土壌 溶出量基準又は地下水基準に適合していないと判断される特定有害物質に対しては、拡散防止 措置の実施を要しないものとする。

また、土壌含有量基準に適合し、土壌溶出量基準に適合しない特定有害物質がカドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、心素及びその化合物がではほう素及びその化合物のいずれかであり、かつ、調査結果の最も高い値が土壌溶出量基準の3倍以下である場合(土壌溶出量基準に適合しない土壌が地下水面から2メートル以上離れている場合に限る。)においては、拡散防止措置の実施を要しないものとする。

なお、基準不適合土壌を拡散防止措置区域外へ搬出する場合には、法第18条及び第20条の規定に準じ、搬出する基準不適合土壌が適正に運搬及び処理をされるように努めるものとする。

# 第6 略

別表 1 第二溶出量基準

	第二溶出量基準
特定有害物質の名称	(単位 検液1リットルにつきミリグラム)
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして0.3以下
六価クロム化合物	六価クロムとして1.5以下
クロロエチレン	0.02以下
シマジン	0.03以下
シアン化合物	シアンとして1以下
チオベンカルブ	0. 2以下
四塩化炭素	0.02以下
1, 2-ジクロロエタン	0.04以下
1, 1-ジクロロエチレン	1以下
1, 2-ジクロロエチレン	0. 4以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.02以下
ジクロロメタン	0. 2以下
水銀及びその化合物	水銀として0.005以下、かつ、検液中にアルキル 水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	セレンとして0.3以下
テトラクロロエチレン	0.1以下
チウラム	0.06以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	3以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06以下
トリクロロエチレン	0. 3以下
鉛及びその化合物	鉛として0.3以下
砒素及びその化合物	<b>砒素として0.3以下</b>
ふっ素及びその化合物	ふっ素として24以下
ベンゼン	0. 1以下
ほう素及びその化合物	ほう素として30以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003以下
有機りん化合物	1以下

- 備考 1 法施行規則第6条第3項第4号に規定する環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値による。
  - 2 「検出されないこと」とは、前号に規定する方法により測定した場合において、その 結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
  - 3 有機りん化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

別表 2 措置の種類及び実施の方法

措置の種類	措置の実施の方法
1 原位置封	ア 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、当該土地
じ込め	の基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更す
	る方法、土壌ガス又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出し、又は分解
	する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する土地とするこ
	と。
	イ 法施行規則別表第8の2の項下欄の二に定める方法に準じ、アにより第
	二溶出量基準に適合する状態になったことを確認すること。
	ウ 基準不適合土壌のある範囲の土地の側面を囲み、基準不適合土壌の下の
	最も浅い位置にある不透水層(厚さが5メートル以上であり、かつ、透水
	係数が毎秒100ナノメートル(岩盤にあっては、ルジオン値が1)以下
	である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。)の深
	さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。
	エ ウの構造物により囲まれた範囲の土地を、厚さが10センチメートル以
	上のコンクリート又は厚さが3センチメートル以上のアスファルトによ
	り覆うこと。
	オ エにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。
	カ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認めら
	れる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じエにより設けられ
	た覆いの表面を基準不適合土壌以外の土壌(基準不適合土壌を特定有害物
	質が水に溶出しないように性状を変更して基準不適合土壌以外の土壌と
	したものを除く。以下同じ。)により覆うこと。
	キ ウの構造物により囲まれた範囲にある地下水の下流側の当該範囲の周縁
	の1以上の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、
	地下水基準に適合する状態が2年間継続することを確認すること。
	ク ウの構造物により囲まれた範囲の1以上の地点に観測井を設け、キの確
	認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認す
	ること。
2 遮水工封	ア 詳細調査により把握された基準不適合土壌を掘削し、掘削された土壌の
じ込め	うち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては、特定有
	害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌ガス又は地下水
	に含まれる特定有害物質を抽出し、又は分解する方法その他の方法によ
	り、第二溶出量基準に適合する土壌とすること。
	イ アにより第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌としたものにつ
	いて、法施行規則別表第8の3の項下欄のニに定める方法に準じ、第二
	溶出量基準に適合する状態にある土壌であることを確認すること。

- ウ 当該土地に、不織布その他の物の表面に二重の遮水シートを敷設した遮水層又はこれと同等以上の効力を有する遮水層を有する遮水工を設置し、 その内部にアにより掘削された基準不適合土壌(第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌については、アにより第二溶出量基準に適合する状態にある土壌としたもの)を埋め戻すこと。
- エ ウにより埋め戻された場所を、厚さが10センチメートル以上のコンク リート又は厚さが3センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。
- オエにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。
- カ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じエにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと。
- キ ウにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の周縁の1以上の地点 に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、地下水基準に 適合する状態が2年間継続することを確認すること。
- ク ウにより埋め戻された場所の内部の1以上の地点に観測井を設け、キの 確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認 すること。

# 3 地下水汚染の拡大の防止

- (1) 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止
- ア 当該土地において地下水の汚染の拡大を的確に防止することができる と認められる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水すること。
- イ アにより揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、当該地下水の水質を排出水基準(汚染土壌処理業に関する省令(平成21年環境省令第10号)第4条第1号リ(1)に規定する排出水基準をいう。)に適合させて公共用水域に排出するか、又は当該地下水の水質を排除基準(同号ヌ(1)に規定する排除基準をいう。)に適合させて下水道(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの(その流域下水道に接続する公共下水道を含む。)をいう。)に排除すること。
- ウ 当該土地の地下水の汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であって、基準不適合土壌のある範囲又は地下水の汚染が存在する範囲の周縁の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、地下水の汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを超えてはならない。
- (2) 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止
- ア 当該土地において地下水の汚染の拡大を的確に防止することができる と認められる地点に透過性地下水浄化壁(汚染された地下水を通過させ

る過程において、特定有害物質を分解し、又は吸着する方法により、当該汚染された地下水を地下水基準に適合させるために必要な機能を備えた設備であって、地中に設置された設備をいう。)を設置すること。

イ 当該土地の地下水の汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であって、基準不適合土壌のある範囲又は地下水の汚染が存在する範囲の周縁の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を測定し、地下水基準を超える汚染状態の地下水の汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認するとともに、アにより汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解する方法により、地下水基準を超えない状態にする場合にあっては、当該地下水に含まれる当該特定有害物質の分解生成物の量を測定し、地下水基準を超える汚染状態の地下水の汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを超えてはならない。

# 4 土壌汚染の除去

# (1) 基準不適合土壌の掘削による除去

- ア 詳細調査により把握された基準不適合土壌を掘削し、掘削された場所 を基準不適合土壌以外の土壌により埋めること。ただし、建築物の建築 又は工作物の建設を行う場合等掘削された場所に土壌を埋める必要がな い場合は、この限りでない。
- イ アにより掘削された基準不適合土壌を基準不適合土壌のある範囲内に 設置した施設において浄化して埋め戻す場合にあっては、当該埋め戻す 土壌について、法施行規則別表第8の5の項下欄の二に定める方法に 準じ、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する状態にあること を確認すること。
- ウ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、ア又は イにより土壌の埋戻しを行った場合には埋め戻された場所にある地下水 の下流側の当該土地の周縁の1以上の地点に、土壌の埋戻しを行わなか った場合には掘削された場所にある地下水の下流側の周縁の1以上の地 点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、地下水基 準に適合する状態が2年間継続することを確認すること。ただし、現に 地下水の汚染が生じていないときに土壌汚染の除去を行う場合にあって は、地下水の汚染が生じていない状態を1回確認すること。

# (2) 原位置での浄化による除去

- ア 土壌ガス又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出し、又は分解する 方法その他の基準不適合土壌を掘削せずに行う方法により、詳細調査に より把握された基準不適合土壌から特定有害物質を除去すること。
- イ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、アの基 準不適合土壌からの特定有害物質の除去を行った後、当該除去の効果を

的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、地下水基準に適合する状態が2年間継続することを確認するとともに、特定有害物質を原位置で分解する方法により特定有害物質の除去を行う場合にあっては、当該地下水に含まれる当該特定有害物質の分解生成物の量を測定し、地下水基準に適合する状態が2年間継続することを確認すること。ただし、特定有害物質を化学的に分解する方法により土壌溶出量基準を超える汚染状態の土壌から当該特定有害物質を除去した場合であって、当該方法により当該特定有害物質の分解生成物が生成しないことが明らかである場合にあっては、当該地下水基準に適合する汚染状態が2年間継続することの確認に代えて、地下水基準に適合する汚染状態にあることの1回の確認とすることができる。

ウ 土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、アの基準不適合土壌からの特定有害物質の除去を行った後、詳細調査により把握された基準不適合土壌のある範囲について、100平方メートルにつき1地点の割合で深さ1メートルから詳細調査により把握された基準不適合土壌のある深さまでの1メートルごとの土壌を採取し、土壌含有量基準に適合する状態にあることを確認すること。

# 5 遮断工封じ込め

- ア 詳細調査により把握された基準不適合土壌を掘削すること。
- イ 当該土地に、基準不適合土壌の投入のための開口部を除き、次の要件を 備えた仕切設備を設置すること。
  - (ア) 一軸圧縮強度が1平方ミリメートルにつき25ニュートン以上で、 水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが35セン チメートル以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有するこ と。
  - (イ) 埋め戻す基準不適合土壌と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料により十分に覆われていること。
  - (ウ) 目視その他の方法により損壊の有無を点検することができる構造であること。
- ウ イにより設置した仕切設備の内部に、アにより掘削した基準不適合土壌 を埋め戻すこと。
- エ ウにより埋戻しを行った後、イの開口部をイ (ア) から (ウ) までの要件を備えた覆いにより閉鎖すること。
- オエにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。
- カ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じ工により設けられた覆いの表面を基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと。
- キ ウにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の周縁の1以上の地点

	に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、地下水基準に
	適合する状態が2年間継続することを確認すること。
	ク ウにより埋め戻された場所の内部の1以上の地点に観測井を設け、キの
	確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認
	すること。
6 原位置不	ア 詳細調査により把握された基準不適合土壌を薬剤の注入その他の基準不
溶化	適合土壌を掘削せずに行う方法により特定有害物質が水に溶出しないよう
	に性状を変更して土壌溶出量基準に適合する土地とすること。
	イ アにより性状の変更を行った基準不適合土壌のある範囲について、100
	平方メートルごとに1地点の割合で深さ1メートルから詳細調査により
	把握された基準不適合土壌のある深さまでの1メートルごとの土壌を採
	取し、土壌溶出量基準に適合する状態にあることを確認すること。
	ウ アにより性状の変更を行った基準不適合土壌のある範囲について、当該
	土地の区域外への基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するた
	め、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。
	エ アにより性状の変更を行った基準不適合土壌のある範囲にある地下水の
	下流側の1以上の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を
	採取し、地下水基準に適合する状態が2年間継続することを確認すること。
7 不溶化埋	ア 詳細調査により把握された基準不適合土壌を掘削し、掘削された基準不
戻し	適合土壌を薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が水に溶出しない
	ように性状を変更して土壌溶出量基準に適合する土壌とすること。
	イ アにより性状の変更を行った土壌について、100立方メートル以下ご
	とに5点の土壌を採取し、当該5点の土壌をそれぞれ同じ重量混合し、当
	該土壌が土壌溶出量基準に適合する状態にあることを確認した後、当該土
	地の区域内に埋め戻すこと。
	ウ イにより埋め戻された場所について、当該土地の区域外への基準不適合
	土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことそ
	の他の措置を講ずること。
	エ イにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の1以上の地点に観測
	井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、地下水基準に適合す
	る状態が2年間継続することを確認すること。
8 地下水の	当該土地において地下水の汚染の状況を的確に把握することができると認め
水質の測定	られる地点に観測井を設け、当初1年は4回以上、2年目から10年目まで
	は1年に1回以上、11年目以降は2年に1回以上定期的に地下水を採取し、
	測定すること。
9 舗装	ア 当該土地のうち基準不適合土壌のある範囲を、厚さが10センチメート
	ル以上のコンクリート若しくは厚さが3センチメートル以上のアスファ
	ルト又はこれと同等以上の耐久性及び遮断の効力を有するもの(当該土地

	の傾斜が著しいことその他の理由によりこれらを用いることが困難であ				
	ると認められる場合には、モルタルその他の土壌以外のものであって、容				
	易に取り外すことができないもの(以下「モルタル等」という。))によ				
	り覆うこと。				
	イ アにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。				
10 立入禁止	ア 当該土地のうち基準不適合土壌のある範囲の周囲に、みだりに人が当該				
	範囲に立ち入ることを防止するための囲いを設けること。				
	イ 当該土地の区域外への基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等を防止				
	するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。				
	ウ アにより設けられた囲いの出入口(出入口がない場合にあっては、囲い				
	の周囲のいずれかの場所)の見やすい部分に、関係者以外の立入りを禁止				
	する旨を表示する立札その他の設備を設置すること。				
11 土壤入換	(1) 区域外土壤入換之				
え	ア 当該土地の土壌を掘削し、イにより覆いを設けた際に当該土地に建築				
	されている建築物に居住する者の日常の生活に著しい支障が生じないよ				
	うにすること。				
	イ 当該土地のうち地表から深さ50センチメートルまでに基準不適合				
	土壌のある範囲を、まず、砂利その他の土壌以外のもので覆い、次に、				
	厚さが50センチメートル以上の基準不適合土壌以外の土壌(当該土地				
	の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用いることが困難である				
	と認められる場合には、モルタル等)により覆うこと。				
	ウ イにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。				
	(2) 区域内土壤入換え				
	ア 詳細調査により把握された基準不適合土壌のある範囲において、詳細				
	調査により把握された基準不適合土壌及び地表から当該基準不適合土壌				
	のある深さより50センチメートル以上深い深さまでの基準不適合土壌				
	以外の土壌を掘削すること。				
	イ アにより掘削を行った場所にアにより掘削された基準不適合土壌を				
	埋め戻すこと。				
	ウ イにより埋め戻された場所について、まず、砂利その他の土壌以外の				
	もので覆い、次に、アにより掘削された基準不適合土壌以外の土壌によ				
	り覆うこと。				
	エ ウにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。				
12 盛土	ア 当該土地のうち基準不適合土壌のある範囲を、まず、砂利その他の土壌				
	以外のもので覆い、次に、厚さが50センチメートル以上の基準不適合土				
	壌以外の土壌(当該土地の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用				
	いることが困難であると認められる場合には、モルタル等)により覆うこ				
	と。				
	•				

イアにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。

# 13 地下水汚 染の除去

- ア 地下水に含まれる特定有害物質を抽出し、又は分解する方法その他の方 法により、地下水から特定有害物質を除去すること。
- イ アの地下水からの特定有害物質の除去を行った後、当該除去の効果を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、地下水基準に適合する状態が2年間継続することを確認するとともに、特定有害物質を原位置で分解する方法により特定有害物質の除去を行う場合にあっては、当該地下水に含まれる当該特定有害物質の分解生成物の量を測定し、地下水基準に適合する状態が2年間継続することを確認すること。ただし、特定有害物質を化学的に分解する方法により当該特定有害物質を除去した場合であって、当該方法により当該特定有害物質の分解生成物が生成しないことが明らかである場合にあっては、当該地下水基準に適合する状態が2年間継続することの確認に代えて、地下水基準に適合する状態にあることの1回の確認とすることができる。
- 備考 観測井による地下水の汚染が生じていないことの確認は、措置実施前の詳細調査における地下水の調査結果及び措置実施後の観測井による地下水の調査結果に基づく水質の変動等からみて、当該土地以外の汚染によることが明らかな場合には、実施を要しないものとする。

資料 土壤汚染等対策基準

特定有害物質の名称		土壌溶出量基準 (mg/1)	土壌含有量基準 (mg/kg)	<b>地下水基準</b> (mg/1)	第二溶出量基準 (再掲) (mg/1)
第1種特定有害物質(揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002以下	_	0.002以下	0.02以下
	四塩化炭素	0.002以下	_	0.002以下	0.02以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	_	0.004 以下	0.04以下
	1,1ージクロロエチレン	0.1以下	_	0.1以下	1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	_	0.04以下	0.4以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	_	0.002以下	0.02以下
	ジクロロメタン	0.02以下	_	0.02以下	0.2以下
	テトラクロロエチレン	0.01以下	_	0.01以下	0.1以下
	1, 1, 1 — トリクロロエタン	1以下	_	1以下	3以下
	1, 1, 2 — トリクロロエタン	0.006以下	_	0.006以下	0.06以下
	トリクロロエチレン	0.03以下	_	0.01以下	0.3以下
	ベンゼン	0.01以下	_	0.01以下	0.1以下
第2種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01以下	45 以下	0.003 以下	0.3以下
	六価クロム化合物	0.05以下	250 以下	0.05以下	1.5以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下(遊離シアンとして)	検出されないこと	1 以下
	水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下、 かつアルキル水銀が 検出されないこと	15 以下	水銀が0.0005以下、 かつアルキル水銀が 検出されないこと	水銀が 0.005 以下、 かつアルキル水銀が 検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下	0.3以下
	鉛及びその化合物	0.01以下	150 以下	0.01以下	0.3以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下	0.3以下
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4,000以下	0.8以下	24 以下
	ほう素及びその化合物	1以下	4,000以下	1以下	30 以下
第3種特定有害物質(農薬等)	シマジン	0.003以下	_	0.003 以下	0.03以下
	チウラム	0.006以下	_	0.006以下	0.06以下
	チオベンカルブ	0.02以下	_	0.02以下	0.2以下
	РСВ	検出されないこと	_	検出されないこと	0.003 以下
	有機りん化合物	検出されないこと	_	検出されないこと	1以下